

広報 なかのしま

12月号 南蒲原郡中之島村役場

人口のうごき

— 12月1日現在 —

() 内は11月1日との比較

人口	11,509人 (-24)
男	5,603人 (-2)
女	5,906人 (-22)
世帯数	2,188 (+1)

// 編集と発行 // 役場企画課



さあーい
!!横綱「輪島関」にはまげないぞ!!

新しい年—一九七四年もすぐそこまで来ています。いまからからだを十分きたえ新しい年へ大きな希望をたくし、力いっぱいがんばらう。

- ～主なもくじ～
- △ 村の家計簿をお知らせします.....(2)
 - △ みんなの力で電力の節減を図ろう.....(5)
 - △ 道路除雪計画決まる.....(6)
 - △ 年末年始の交通事故を防ごう.....(7)
 - △ 恩給法が改正.....(8)

— 今月の税金 —

△ 固定資産税第3期分
△ 国民健康保険税第5期分
△ 保育料12月分

恩給法が改正

軍人加算年が金額に算入

該当者は早めに手続を

恩給法の一部が去る十月一日から次のように改正されました。該当者は早めに役場住民福祉課へ申し出て下さい。

◎ 加算年が実在職年と同じく金額に算入されます。

軍人等で次に掲げる事項に該当される方は、実在職年と加算

年を合わせて四十年を限度とし、すべての加算年が実在職年と同様に年額計算の基礎に算入されます。

・ 軍人等で七〇才以上の者と七〇才未満の方で傷病恩給(普通恩給)の受給者。

・ 軍人等で七〇才以上の父母または七〇才未満の妻子に支給されている扶助料。

一般文官に対する抑留加算の適用

終戦後、海外等において帰国できなかった一般文官についても、軍人の場合と同様に抑留加算が認められます。

◎ 有罪とならなかった戦犯容疑者の拘禁期間が通算される。

復員後、戦犯容疑者として拘禁された者のうち、有罪の判決を受けなかった者についても、当該拘禁期間を恩給の基礎に職年に通算され、海外にあって方には抑留加算も認められます。

一瞬のすきが犯罪に 歳末防犯運動の実施

12月1日～1月10日

いよいよ今年も師走を迎えなにかと心せわしい時期となりました。例年この時期になると、年末の忙しさと、あわただしさから、内にも外にも注意が行き届かなくなり、そこを狙っての犯罪が多発しています。

あなたも狙われている
歳末はひったくりの多いシーズンです

◎ 自転車の盗難の注意
自転車や自動車の保管については十分注意し、使用後はカギをかけ、必ず抜いておくよう習慣づけましょう。

◎ 空巢の注意
外出する際には各部屋の戸締りを確認し、隣りかたに一声かけてから行くように習慣づけましょう。

◎ 暴力の追放
毎年この時期になりますと、暴力犯罪が各地で生じておられますので被害にかからないよう十分注意してください。

48昭和工業統計調査の実施

12月31日現在で調査

通商産業省では、毎年十二月三十一日現在で工業統計調査を実施しています。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査で、わが国の製造業に属するすべての事業所をもれなく調査する、いわば製造業に関する国勢調査ともいえるべきもので、製造事業所および本社、本店について生産のために使用された生産要素および生産活動の成果などについて調査し、製造業の実態を構造的に把握し、国や県および市町村の経済分析や産業振興、地域開発、公害、水、交通など各種の行政施

設の基礎資料としたり、また民間企業の経営の指針、市場調査資料として広く利用するため、次の要領によって行なわれます。

調査の対象となる方々のご協力をお願いいたします。

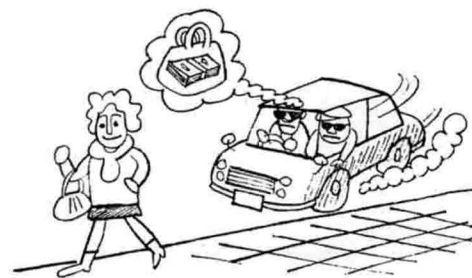
◎ 調査日
昭和四十八年十二月三十一日現在。

◎ 主な調査事項
事業所名、所在地、敷地面積及び建築面積、事業内容等を記入していただくことになっていきます。なお、調査の記入内容は

年末年始の役場事務
12月29日～1月3日まで休みです。ご用の方はお早目に。

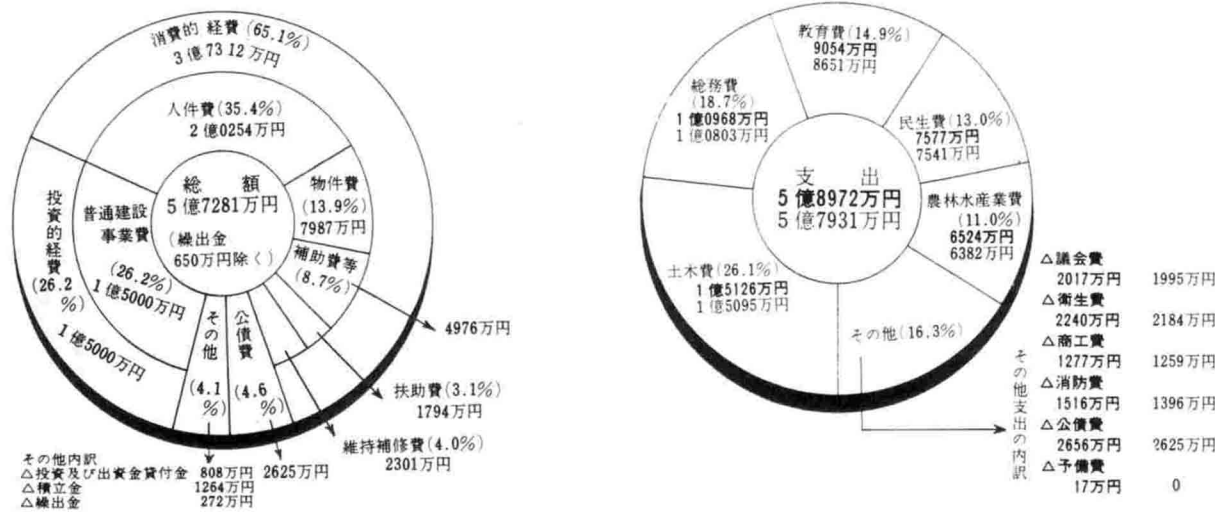
＝お詫び＝
11月号の広報紙、2ページに掲載の村長選挙各候補別得票数の中で、佐々木佐敏(新)1,676票とあるのは、1,576票のあやまりでしたので深くお詫びし訂正いたします。

◎ スリやひったくりに注意
年末は金融機関での現金の出し入れがふえていますので「スリ」や「ひったくり」には十分注意し、一瞬のすきをあたえな

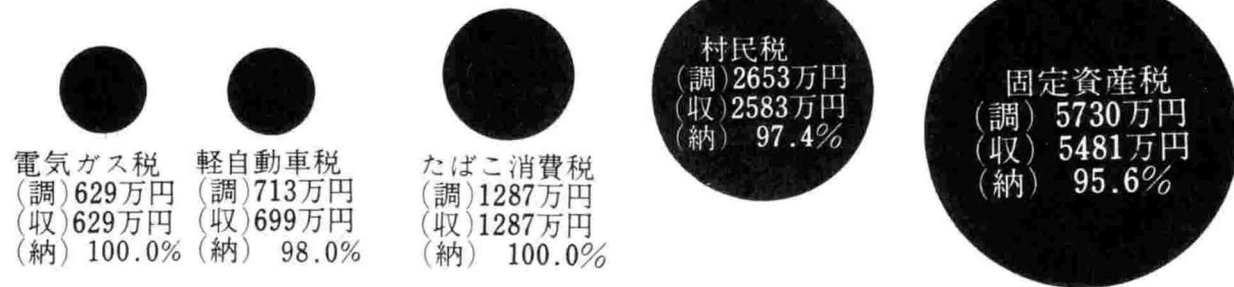


万一被害にあったり、そうした現場を目撃したときは、直ちに警察へ通報し、皆さんの力で暴力の追放をはかりましょう。

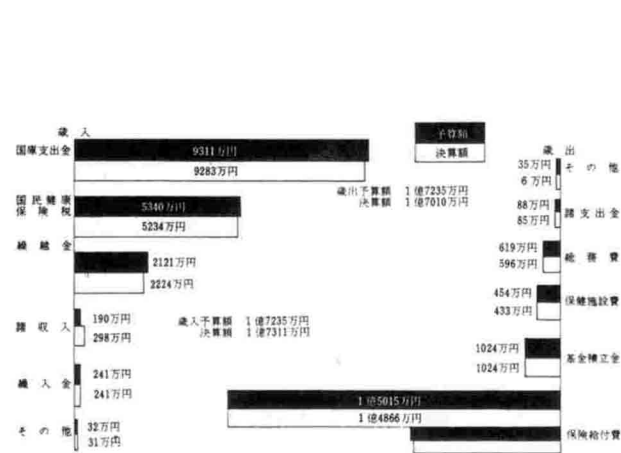
一般会計決算の性質別経費の内訳



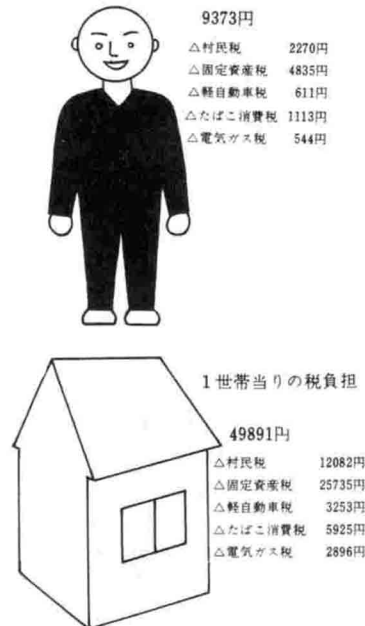
村税の納入状況 (調定額) 1億1012万円
 (収入済額) 1億0679万円
 (収納率) 97.0%



国保特別会計決算の状況



村民1人当りの税負担は



村の家計簿をお知らせします

昭和48年度上半期分

一般会計では、収入六一、九八二万円、支出五七、九三二万円、差引四、〇五〇万円の黒字決算となりましたが、この中には、事業が年度内に完了しなかったため、予算を四八年度に繰り越した分(二八七万円)が含まれていまして、これを差し引くと実質黒字は三、七六四万円になります。

収入(歳入)の内訳は別表のとおりで、みなさんから納めていただいた村税は一〇、六七九万円、昨年にくらべ約九一一万円増え、収入全体の一七・二%になっています。

一方支出(歳出)では、総額で前年度より七、二一三万円増え、伸び率は一四・二%となっ

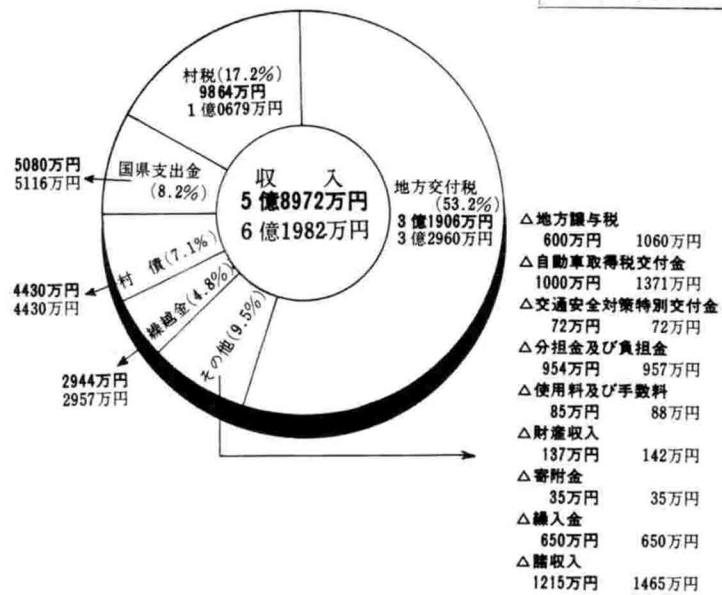
昭和47年度決算のあらまし

この財政状況の公表は、村の財政……つまり収入がどのくらいあり、それをどのように使ったか、また借金や財産はどのくらいあるかなど、村の家計の実情を村民のみなさんに報告し、村財政に対するご理解をいただくとともに、その運営についてもいっそうのご協力をお願いするため、毎年五月と十一月に行なっています。今回は、四七年度の決算と四八年度予算の九月末における状況について、そのあらましをお知らせします。なお、四七年度の決算については二月定例会議に提出し、認定を受ける予定です。

支出された経費を性質別にみると、普通建設事業費などの投資的経費が支出全体の二六・二%(一五、〇〇〇万円)で、前年度にくらべて約一、八八〇万円多く建設事業費にむけました。このなかでは、道路・橋梁の改良、舗装事業費をはじめ、都市下水道整備事業費、農道舗装事業費、消防ポンプ自動車等購入費、学校無人化施設工事費等が主なものです。

消費的経費は、全体の六五・一%を占め、このうち人件費は年々増えており総額に占める割合は三五・四%となっています。また、村債(借入金)の返済金である公債費は二、六二五万円、全体の四・六%です。

昭和47年度一般会計決算の状況



国民健康保険特別会計では、収入一七、三二一万円、支出一七、〇一〇万円、差引三〇一萬円の黒字となりました。

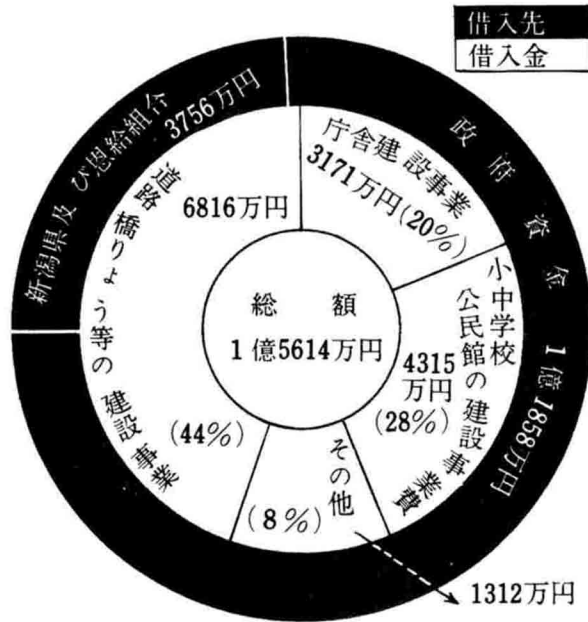
収入では、みなさんから納めていただいた保険料は五、二三四万円で、収入全体に占める割合は三〇・二%となっています。

これに反し、国庫支出金は九、二八三万円で昨年より二、二六万円増え、全体の五三・六%(昨年四九・八%)を占めています。

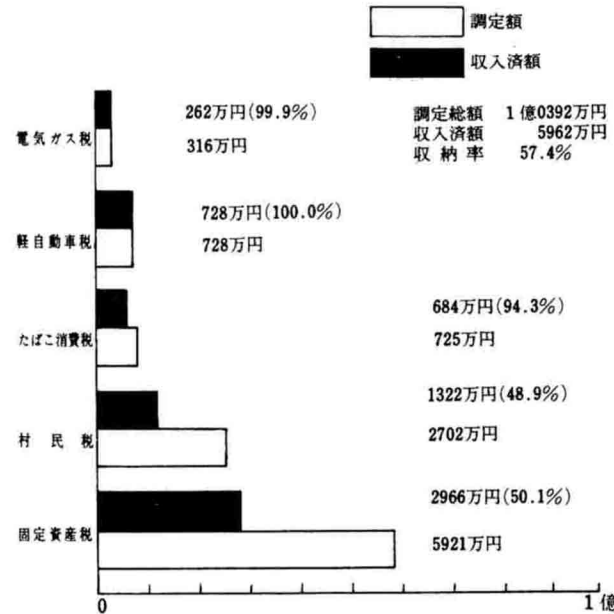
支出では、老人医療費の無料化に伴う受診率の上昇等により「保険給付費」が大巾に増え、前年度にくらべ三〇・八%の伸びとなりました。このほか、将来の保険給付費の増加に伴う支払いに備え、「国民健康保険給付準備基金」として、一、〇二四万円を新たに積み立てました。

国民健康保険 特別会計

地方債(借入金)の状況



村税の納入状況



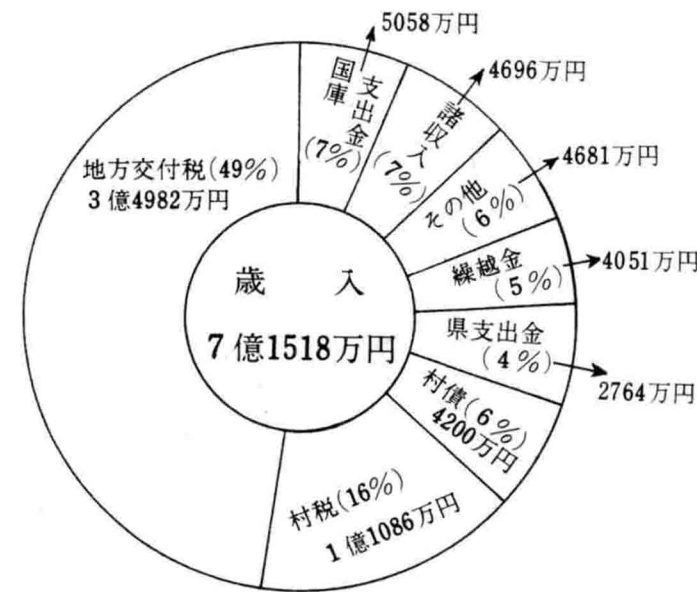
昭和48年度(上半期)予算の執行状況

一般会計

四八年度の一般会計予算は、生活関連社会資本の整備充実②、社会福祉の充実の二項目を重点の柱としています。この方針に基づいて、老人福祉施設の整備の一環として、老人憩の家の建設をはじめ、村道、農道の整備に特に意を用いました。また、本年度から国の補助事業として、新たに都市計画事業がスタートしました。予算は当初五八、一三三万円、前年度当初予算に比べ一〇、六三三万円(二・四%)増加しました。その後一三、三八五万円(繰越分二八七万円も含む)を補正し、九月末現在では七一、五一八万円の予算になりました。支出(歳出)予算を性質別にみると、投資的経費(普通建設事業)は二三、二六五万円、前年度決算にくらべると約八、二六五万円の増加となっており、支出全体の三三・〇%を占めています。

このうち主な事業としては、老人憩の家建設費三、一七四万円、道路新設改良・舗装費一三、三七九万円、都市計画事業費三、五七一万円、一般農道整備事業費一、五二六万円などがあります。

昭和48年度一般会計予算の執行状況

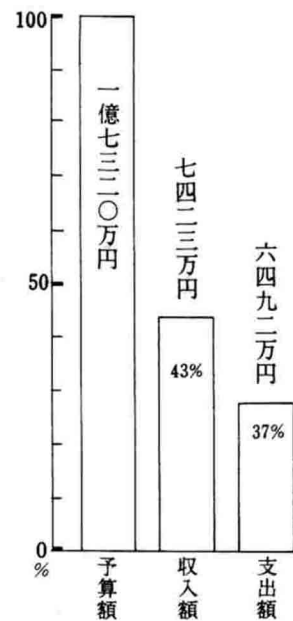


九月末現在の収支は、収入四三、〇四七万円、支出三〇・五四三万円となっています。また支出予算の執行状況をみると、計画された事業は順調に消化されています。

国保特別会計

国民健康保険特別会計の当初予算は、一七、三三三万円、前年度の当初予算にくらべ三、七二万円(二・三・三%)増加しました。その後九月末までに減額補正等がありましたので、九月末における予算額は一七、三二〇万円になりました。九月末における収入は、七、四二二万円、支出は六、四九二万円となっています。

国保特別会計



みんなの力で

電力の節減を図ろう

最近の石油情勢の危機により価格の高騰がさげばれていますが、今後も引き続き物の不足は避けられないような情勢になっています。



節約時代がきます

電気は上手に点滅してムダのないようにしましょう。

これによって、石油を主たる発電用燃料として使用している電力関係にも危機がおとずれ、このままの状態で行きますと、エネルギーの不足によって停電等もまぬがれないようになります。この難局をきりぬけるためには、村民一人一人が協力し、少しずつでも電力の節減に努めなければなりません。そこで次の方法により電力の節減をはかりましょう。

△照明の節減▽

- 不在の部屋や、昼間の窓ぎわの照明などはできるだけ消すようにつとめましょう。
- 電灯は手まめに点滅してムダのないようにしましょう。

△電気器具の効率使用の徹底▽

- こたつは室温や人数に

て、あつすぎないようにしましょう。

- 1 スイッチは手まめに切りましょう。
- 2 スイッチを入れたばすぐ暖まらりますので席を立つときはスイッチを切ってください。また、こたつの下にマットを敷いて畳に逃げる熱を防ぎましょう。(保温が二〇%位よくくなります)

・電気毛布
ダイヤルを適温に調節し、寝るちよつと前にスイッチを入れます。

・テレビ
1 視聴しないときはスイッチを切りましょう。
2 瞬時に画面が出るテレビは就寝時や長時間外出されるときは、電源をコンセントから抜いておきましょう。(予熱電力が五〜一〇W節約になります)

・冷蔵庫
ドアの開閉はできるだけ少なくし、開放時間を短くしましょう。

・洗たく機
洗たく量は適量にし、洗たく時間の設定を適切にしましょう。

・すき間の防止やカーテンを吊るなど保温の工夫をしましょう。

△街路灯・門軒灯の屋間のつけ
放しはやめましょう▽

自動点滅器を使用しますと消し忘れが防止できます。

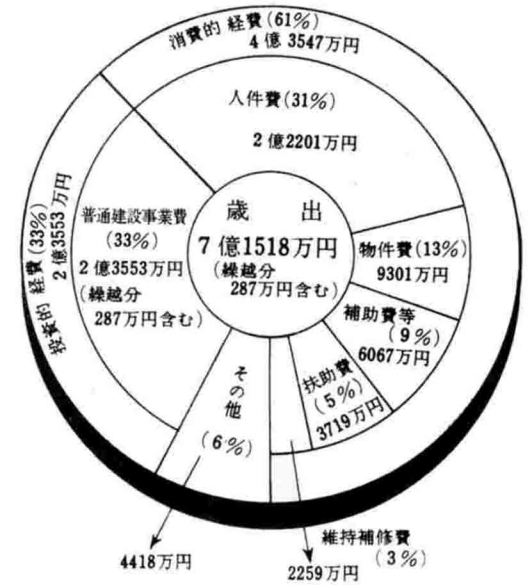
村の財産状況

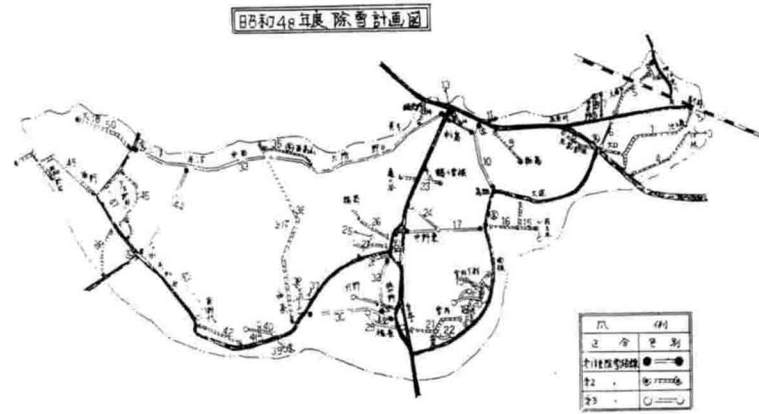


収支の状況



性質別経費の内訳





除雪モニター設置場所

住所	氏名	電話番号
大字赤沼	高森 恵二	分水局 025697-9571
中条新田	田中 威一	分水局 025697-3431
中条	山崎 源太	中条局 025868-30
宮内丁	小林 保治	見附局 02586-(6)-7207
中野中	大久保兵三郎	見附局 02586-(6)-3438
長呂	吉田孫志智	見附局 02586-(6)-8189
高畑	内藤 龍雄	見附局 02586-(6)-8388
西高山	高木 三郎	見附局 02586-(6)-8806
大口	倉茂 弘二	長岡局 0258-04-3420
池之島	田中 岩雄	長岡局 0258-04-1035

道路除雪計画決まる

全村民が協力して

雪との闘いにそなえよう

不法な路上駐車や放置物件は損害補償に際しません。雪国にとって避けて通ることのできない厳しい冬がやってきました。気象庁の長期予報では、今年の冬はかなりの大雪になるのではないかと予報をしています。そこで村では、この大雪に備えて十二月三日役場において、除雪会議を開き、冬將軍の到来に備えた昭和四十八年度の除雪計画をまとめました。

これによると、除雪機械の確保と体制については、村有機械のグレーダー、バイローダーの二台が主軸となって主要幹線道路の早期除雪を図ることとし、なお、村内建設業者の協力をえて、借上車十七台を確保し、積雪の量によって、除雪担当区域を定めて行うよう計画しています。

△村道五五キロを確保
雪といっても、交通の確保さえできれば、日常生活にはそれほど支障はありません。そこで道路の雪を取り除くことが、白

魔征服の大きな決め手となっています。雪が積つたら、村内にある道路全部をいちどきに除雪できればよいのですが、人にも除雪車にも限りがあります。そこで、村では利用度や必要性の高い路線、更に通学道路を中心に、次のように三つの区分に分けて除雪することに計画しています。

△ 第一種路線
一車線（四・五メートル）の中員確保を原則とし、異状降雪以外は常時交通の確保をはかる路線とする。

△ 第二種路線
一車線（三・五・四メートル）の中員の確保を原則とし、除雪の状況によって待避所を設ける。

△ 第三種路線
一車線（三・三・五メートル）小型車交通の中員を確保するようつとめるが、状況によっては一時交通止になる場合も得ない路線とする。

除雪する道路の総延長は五五キロ（第一種延長一五キロ、第

二種延長三〇キロ、第三種延長一〇キロ）となり、昨年の計画延長より四キロ多くなっています。△いちはん困るのは、車の路上放置▽
道路の除雪や排雪作業をすすめるとき、いちはん困るのは路上駐車です。（本村も十二月一日から青空駐車禁止区域に指定されていますので、路上に長時間車を止めておくこと駐車違反となるので特に注意）除雪作業は昼夜の別なく行ないますが、一台でも車が置いてあると、そこを避けなければならず、除雪計画もくわってきてしまいます。

除雪作業中はもちろんのこと、その前後には車や物を置かないでください。もし、放置してあった車にあやまって損害を与えても補償はいたしません。また、除雪車と交差したり、すれ違ったりする車は、危険防止と作業の効率化のために多少遠方で待機をしてくださいます。

△ 除雪作業中はもちろんのこと、その前後には車や物を置かないでください。もし、放置してあった車にあやまって損害を与えても補償はいたしません。また、除雪車と交差したり、すれ違ったりする車は、危険防止と作業の効率化のために多少遠方で待機をしてくださいます。



池之島地内除雪状況

ておりますので、その指示に従うようお願いいたします。△屋根の雪おろしは隣近所がいっしょに▽
除雪路線ぞいの屋根等の雪を、止むを得ず道路の上におろす場合は交通の支障にならないよう、終了後、道路外にかたづけしてください。また雪おろしはなるべく隣近所がいっしょにならなければならないので、お願いいたします。

△ 除雪作業中はもちろんのこと、その前後には車や物を置かないでください。もし、放置してあった車にあやまって損害を与えても補償はいたしません。また、除雪車と交差したり、すれ違ったりする車は、危険防止と作業の効率化のために多少遠方で待機をしてくださいます。

スピードを一割ダウン

年末年始の交通事故を防ごう

例年のことですが、年末年始が近づくと、お酒を飲む機会が多くなり、ちのうえ、積雪や凍結により毎日のように道路の条件が変わりますので、スリップや過労による交通事故が起りやすくなります。

また、歩行者も年末年始の特有のあわただしさから、とくに不意な横断をしがちで、交通事故の起こる危険性も増大してきておられますので、みんなで交通ルールの守り事故のない毎日を過しましょう。

弱い歩行者を事故から守りましょう



県及び村交通安全対策協議会
では、これからの年末年始にかけてふえる交通事故死を極力抑えるため、事故の多発地点などを重点的に、交通指導や悪質な違反者を中心に取締を一層強化することにしていますので、車の運転者はこの時期に事故などがふえることを頭において、とりわけ次の点に留意し、弱い立場の歩行者を交通事故などから守りましょう。

・ 積雪や凍結によって道路の条件が悪くなり、スリップによる接触事故が多くなりますので十分な車間距離を保ちましょう。

は早めに切りおとしておいてください。
△ 作業中の事故防止▽
一、除雪は全部重機によって行われますので、吹雪、降雪の中での作業が多く見透しが悪いため、児童の機械接近は危険ですから、充分注意してください。
二、除雪の場合、各々の出入口、通路等をふさがることが多いが、各自で出入口、通路は確保されるようお願いいたします。

△ 除雪に伴う補償について▽
一、除雪のため、宅地または、田圃等に入った砂利等については部落で処理されるようお願いいたします。
二、道路に接近した「へい」、「建物」等で赤い布などで標示のついた物件は、除雪の際、機械があやまって破損をしたときは、これに対する補償はいたしますが、破損防止の標示のない物件については損害補償には応じませんので、このような物件については早めに破損防止の標示をしてください。

△ 除雪体制の強化をはかるため除雪モニターを設置▽
降雪量及び積雪量を迅速には握し、除雪対策の確立をはかるため、各学区ごとに除雪モニターを設置いたしますので、除雪に対する苦情や相談は、除雪モニターか、役場へご連絡ください。
除雪モニター設置場所は次のとおりです。

お酒を飲む機会も多くなりますので「酒を飲んだら絶対にハンドルをにぎらない」ようにしましょう。家にはかわいい家族が待っています。

・ 停車しようとする車や徐行している車の脇を通過するときは、横断する歩行者のあることを十分注意しましょう。

・ 横断歩道の手前で止まっている車があるときは、左右からの横断歩行者があるので、止まっている車の前に出ないようにしましょう。

・ 交差点での発進は、信号だけに気をとられないで、歩行者が渡り終わるのを確かめてから発進しましょう。

・ 子どもの側方を通過するときは、子どもは、とくに予測しがたい動きをすることを頭において特別の注意をしましょう。

・ 反対側の車線が混雑しているときや駐車車両の多い道路を走るときは、車の間からとび出しに注意しましょう。

・ 夕暮れから夜間にかけての時間帯は、交通事故が起りやすいので、車の運転者は特に慎重な運転をしましょう。